

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問01（情）第2号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成31年1月24日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成30年9月19日より平成31年1月24日迄、広島市民病院・広島県庁間及び広島県警本部・広島県庁間の（県庁職員による毎日の）斜め横断につき湯崎英彦及び人事課・総務課が検討及び発言した事が解る全ての文書（以下『本件請求文書』という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関の内部組織である総務局総務課及び人事課は、本件請求文書を各々作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下総務課の決定を「別件処分」といい、人事課の決定を「本件処分」という。）を行い、総務課は平成31年2月5日付けで、人事課は平成31年2月6日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成31年2月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 斜め横断は数年以上にわたり改善策は何ひとつ明白になっていない。湯崎英彦・人事課は、職員の悪質な日常的・継続的な斜め横断につき検討をすると県民に確約しておりながら現在もそれを撤回しておらず、また職員の斜め横断が改善されたことを証明する事実もないことから明白である。
- (2) 本来「広島県職員の行動理念 私たちの使命」に基づき、広島県知事が率先して恥ずべき「職員の毎日の斜め横断」を取締りしなければならないにもかかわらず、あたかも「通報がないから何もしていません。」との弁明は、単なる責任放棄の詭弁に過ぎず、「湯崎英彦及び人事課・総務課が検討及び発言したこと」（請求にか

かる保有情報の内容)とは、その文面からも明確に区別されるべきものである。

しかるに、情報公開の文面をあえて一方的に無視し記述していることから明白に文書隠滅しようとしていることは明白である。

(3) 実施機関は、これまでの経緯からもなんら県民に対する責務を自覚した業務遂行がみられないことから、極めて悪質な条例の目的違反行為である。

また、職員の毎日の「斜め横断」の是正や改善が実現したことを証明する事実も何一つない。

また、審査請求者へのその後の報告も一切ないことから明白である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

職員の斜め横断に関し、審査請求人から電話や来庁等で指摘を受けた場合は、その都度、対応策を記載した聞取書を作成し、課内で回覧することで、課内での情報共有及び対応についての検討を行っている。

また、関係課がある場合は、関係課へ口頭等で情報提供を行っている。

平成30年9月19日から平成31年1月24日までの間、審査請求人から人事課に対して電話や来庁等で指摘を受けたことはなく、審査請求人から人事課及び総務課に対して電話や来庁等で指摘を受けたことや、関係課（総務課を含む）へ情報提供したことが分かる文書は人事課には存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため不存在とした決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成30年9月19日から平成31年1月24日までの間、広島市民病院・広島県庁間及び広島県警察本部・広島県庁間において、実施機関の職員による斜め横断について、実施機関が検討及び発言したことが分かる文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、人事課と総務課において、当該事案について検討及び発言したことが分かる文書について作成又は取得していないとして、本件処分及び別件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、職員の斜め横断が改善されたことを証明する事実がないため、本件請求文書が存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、審査請求人から職員の斜め横断に関し指摘があった場合は、聞取書を作成して、人事課内で回覧し、情報共有するとともに、指摘内容が他課に係る場合は、当該関係課に情報提供することとしており、本件請求の対象期間である平成30年9月19日から平成31年1月24日までの間（以下「本件対象期間」という。）において、審査請求人から来庁や電話等で当該事案について、指摘を受けたという

事実を確認することはできない旨説明する。

- (2) また、当審査会から実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人を含め、外部から本件対象期間において指摘がないことから、斜め横断に関して特段の検討を行わなかったとしている。
- (3) 確かに、外部からの指摘への対応は、指摘を受けてから行うものであり、上記(1)及び(2)のとおり、本件対象期間において、斜め横断に関する指摘はないので対応せず、斜め横断に関する検討を行っていなかったとする実施機関の説明は不自然とはいえず、斜め横断に関する検討等の文書が存在しないという説明も不合理とはいえない。
- (4) ただし、本件対象期間において斜め横断に関する指摘がなかったとしても、過去の実績に基づき、又は独自に実施機関において検討する可能性もあると考えられるため、そうした検討を行った文書があるかどうかを当審査会において探索したところ、そのような文書は確認することはできなかった。
- (5) さらに、実施機関は、外部からの指摘があれば、聞取書を作成して課内で情報共有しているとのことであり、当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象期間において審査請求人を含む外部から斜め横断に関する指摘がなかったため、聞取書を作成していないと説明している。

外部からの指摘を受けて聞取書を作成した後、この聞取書を基にして検討を行うことも考えられることから、当審査会において本件対象期間における聞取書を探索したところ、そうした文書はなく、本件対象期間に審査請求人を含む外部から来庁や電話等で当該事案について指摘を受けたという事実を確認することはできなかった。

したがって、本件対象期間において外部からの指摘がないため聞取書が存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。

- (6) 以上のことから、本件対象期間に、実施機関が斜め横断に関する発言や検討を行っていないとする実施機関の説明は、不合理とは認められない。

よって、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 5. 7	・ 諮問を受けた。
元. 9. 26 (令和元年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授